

「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査（市町村立学校）」
の結果について

1 調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、神奈川県教育委員会が市町村立学校における体罰の実態を把握し、緊急事案に対して適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、各学校で体罰の根絶に向けた取り組みをさらに進めることを目的として実施するものです。

本市におきましては、過去の調査により、複数の体罰事案が認められたことから、本調査を活用して本市教職員の体罰に対する認識を深め、体罰の根絶を図るために実施するものです。

(2) 調査主体 神奈川県教育委員会

(3) 実施主体 藤沢市教育委員会

(4) 調査内容 平成26年度の学校生活全般における教職員等による体罰の状況等

ア 教職員向け調査

(ア) 調査期間 平成27年1月8日（木）～1月30日（金）

(イ) 調査対象 全市立小・中・特別支援学校の校長・教頭・総括教諭・総括養護教諭・教諭・養護教諭・臨時的任用職員・非常勤講師・サポート講師・部活動外部指導者 約1,800人

(ウ) 調査方法 自分の行った体罰や他の教職員等の体罰について、教職員用調査用紙に記入し、校長に提出する。校長はその内容について調査し、市教育委員会に報告する。

イ 児童生徒及び保護者向けアンケート調査

(ア) 調査期間 平成27年2月2日（月）～2月12日（木）

(イ) 調査対象 全市立小・中・特別支援学校児童生徒及び保護者

(在籍数 H27.1.6 現在)

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	3,867	3,767	3,703	3,888	3,960	3,863	23,048
中学校	1年	2年	3年	—	—	—	—
	3,476	3,560	3,473	—	—	—	10,509
特別支援学校	小学部	中学部	高等部				
	57	26	29	—	—	—	112
合計	—	—	—	—	—	—	33,669

(ウ) 調査方法

学校を通して、全児童生徒に質問用紙、回答用紙、保護者向け説明資料等を配付。体罰があった場合のみ回答用紙に記載し、直接教育指導課へ郵送又は教頭へ手渡しする。教頭は開封せずに、教育指導課あてに送付する。

(5) 回答数

ア 教職員向け調査

(単位：件)

校 種	平成26年度	平成25年度	平成24年度
小 学 校	2	1	4
中 学 校	0	1	2
特別支援学校	0	0	0
合 計	2	2	6

イ 児童生徒及び保護者向けアンケート調査

校 種	平成26年度		平成25年度		平成24年度	
	回答数(通)	回収率(%)	回答数(通)	回収率(%)	回答数(通)	回収率(%)
小 学 校	478	2.1	2,008	8.8	2,428	10.7
中 学 校	93	0.9	413	4.0	641	6.2
特別支援学校	4	3.6	5	4.7	11	11.0
合 計	575	1.7	2,426	7.2	3,080	9.2

(6) 平成26年度児童生徒及び保護者向けアンケート調査における回答の種類及び再調査を依頼した数

(単位：通)

校 種	総 数	記載のあったもの		再調査依頼数 及び対象者数
		保護者の意見欄 などに記載	体罰を「受けた」 「見た」と記載	
小学校	478 (2,008)	109 (276)	24 (38)	13件：13人 (18件：18人)
中学校	93 (413)	30 (66)	17 (14)	3件：3人 (13件：11人)
特別支 援学校	4 (5)	1 (2)	0 (0)	0件：0人 (0件：0人)
合 計	575 (2,426)	140 (344)	41 (52)	16件：16人 (31件：29人)

() 内数字は平成25年度の数

※中学校における体罰を「受けた」「見た」との記載があった17件のうち、8件は同一の事案に対する訴えであった。

(7) 再調査の依頼から除外した案件

- ア 文部科学省の「体罰について」に基づいて、体罰とは判断されないもの
(具体例)：注意を聞き入れない児童生徒を指導のため、他の場所に移動させようとし、本人が動かなかった場合にひきずる。
：言葉の暴力

イ 事実が特定できないもの

(具体例)：記載されている事項から、具体が判断できない

ウ 危険を回避するための力の行使であると判断されたもの

(具体例)：生徒が教職員に対して、手足を出す中で、教職員の足が当たった。

(8) 再調査方法

校長による該当教諭又は児童生徒への事実の確認と、教育委員会による保護者への聞き取り。

2 再調査結果について

(1) 教職員向け調査結果

(単位：人)

		平成26年度		平成25年度		平成24年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
県教育委員会に報告		0	0	0	0	1	1
に市 よ 教 育 対 応 委 員 会	市教育委員会による指導	0	0	0	0	0	0
	校長による継続的な指導	2※	0	1	1	0	1
	事実が認められなかったもの	0	0	0	0	3	0
	前年度のもので指導済み	0	0	0	0	0	0
合 計		2	0	1	1	4	2

※ 暴力を振るう児童への指導の中で、軽く頭を叩く行為が見られたため、校長による継続的な指導を行った。

(2) 児童生徒及び保護者向けアンケート調査についての再調査結果

(単位：人)

		平成26年度		平成25年度		平成24年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
県教育委員会に報告		0	0	0	0	2	2
に市 よ 教 育 対 応 委 員 会	市教育委員会による指導	0	0	0	1	2	5
	校長による継続的な指導	7※1	1※2	8	6	2	8
	事実が認められなかったもの	2	0	9	3	47	15
	前年度のもので指導済み	0	0	1	1	0	0
合 計		9	1	18	11	53	30

(注) 再調査を依頼した小学校13件、中学校3件のうち、小学校4件、中学校2件に関しては、体罰や不適切な指導と受け取られる可能性がある事案のため校長による注意を行った。

※1 授業態度の悪い児童への指導の中で、正座をさせたため、校長による継続的な指導を行った。

※2 不要物を持ち込んだ生徒への指導の中で、頭を叩く行為が見られたため、校長による継続的な指導を行った。

3 児童生徒及び保護者からの意見

- (1) しつけと体罰の差は区別がつけにくい、体罰はあってはならない。
- (2) 理不尽に怒る、威嚇するように怒る、汚い言葉使いで指示を出すなどの言葉の暴力についての改善指導をお願いする。
- (3) 発達障がいを持った子どもへの対応を学ぶことで、叩くなど不適切な指導は減少すると思う。

4 考察

平成24・25年度の調査と比較して、認知した体罰の数は大きく減少しています。このことは、各学校の事故防止会議等での啓発資料を用いた意識啓発の取り組みや、教育委員会が教職経験年数に応じて実施している研修の場での講話などの成果であると考えられます。

しかしながら、軽く頭を叩く等、体罰への発展が心配され、校長による指導を行った事案が続いており、「体罰」に対する認識に課題が残っています。

今後も長期的、継続的な意識づけを行い、「いかなる場合であっても、体罰はしてはいけない」という自覚を持たせていく必要があります。

なお、教職員の言葉の暴力については、今回の調査でも指摘を受けていることから、子どもの人権に配慮する意識啓発が引き続いての課題であると考えています。校内研修や各種研修を活用した教職員への意識啓発を今後も継続して取り組みます。

5 今後の市教育委員会と学校との連携により継続する取り組み

- (1) 教職員の人権意識の向上に向け、校内研修において職員相互の意見交換を行うなど、内容の充実した研修を実施
- (2) 人権・環境・平和担当者会において、人権教育についての参加体験型研修を実施
- (3) 教職経験年数に応じた研修において講話を実施
- (4) 中学校体育連盟において、外部講師による指導方法のあり方研修を実施
- (5) 「児童生徒指導の手引き」改訂版の研修会等での活用
- (6) 学校問題解決支援員が作成した人権啓発資料による言葉の暴力への啓発を実施
- (7) 教育委員会が作成した「体罰事案につながる恐れのある事例集」を活用し、体罰によらない指導方法の研修の実施

※ どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように示されています。

体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとするのは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。